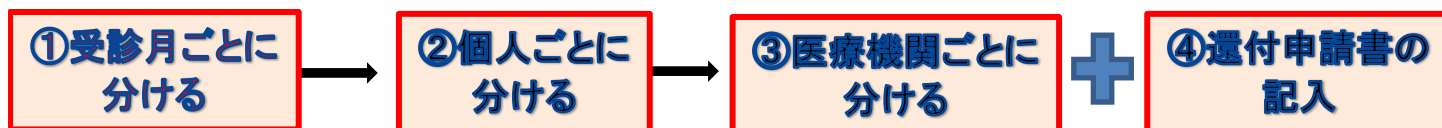


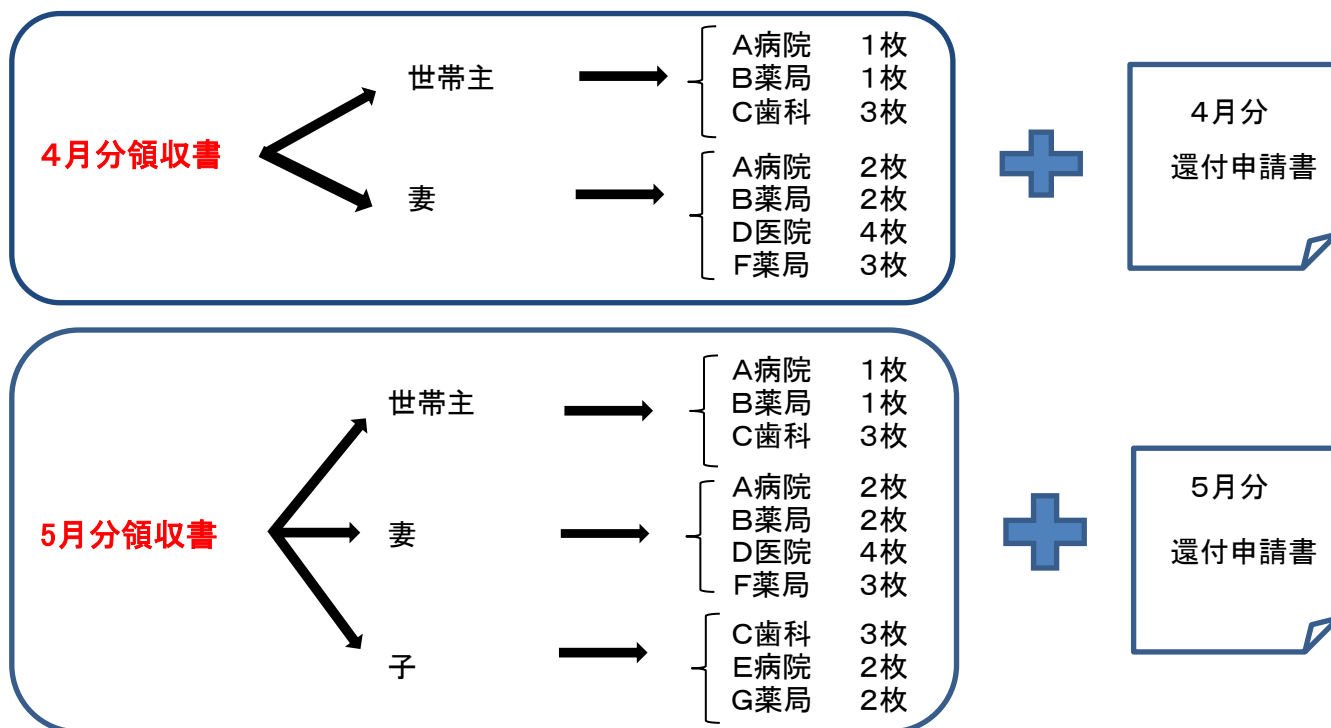
熊本地震による医療費の 還付申請をされる皆さまへ

領収書を

- ①受診月ごとに分けて
- ②個人ごとに分けて
- ③医療機関ごとに分けて
- ④還付申請書(受診月ごとに1枚必要)を記入し
クリップ等でとめて窓口へお持ちください。



【例】イメージ



★今月受診した分の領収書は申請できません

当月分は、原則として医療機関の窓口へ返金の依頼をしてください。返金依頼しなかった場合は、受診月の翌月になってから、還付申請をしてください。(重複還付の危険性があるため)

【例】 8月分を返金依頼しなかった場合 …… 9月1日以降に還付申請可能

※医療費還付の対象とならない領収書

- 平成28年4月14日 地震発生時刻以前の医療費(薬局含む)の外来の領収書
- 平成28年4月13日以前の入院の領収書
- 入院時の食事代・部屋代(差額ベッド代)
- その他、保険診療外の費用
- はりきゅう、あんま、マッサージ、整骨院等の受診費用